

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案 第3章 部門別方針 中表紙	野田市都市計画マスタープラン 第3章 部門別方針 中表紙	旧頁			
内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">第3章 部門別方針</h3> </div> <p>この章では、前章で示した将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「交通体系」、「自然環境」、「環境共生」、「住宅・住環境」、「都市景観」、「福祉」、「防災・防犯」、「観光・文化・スポーツ・レクリエーション」の各視点からまちづくりの方針を整理しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～ 3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～ 3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～ 3-4 環境にやさしいまちづくり ～環境共生型まちづくりの方針～ 3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり ～住宅・住環境整備の方針～ 3-6 資源をいかした風景づくり ～都市景観形成の方針～ 3-7 安心して暮らせるまちづくり ～福祉のまちづくりの方針～ 3-8 災害に強い安全なまちづくり ～防災・防犯まちづくりの方針～ 3-9 野田市を満喫できる環境づくり ～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">第3章 部門別方針</h3> </div> <p>この章では、前章で示した将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「交通体系」、「自然環境」、「環境共生」、「住宅・住環境」、「都市景観」、「福祉」、「防災・防犯」、「観光・文化・スポーツ・レクリエーション」の各視点からまちづくりの方針を整理しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～ 3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～ 3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～ 3-4 環境にやさしいまちづくり ～環境共生型まちづくりの方針～ 3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり ～住宅・住環境整備の方針～ 3-6 資源をいかした風景づくり ～都市景観形成の方針～ 3-7 安心して暮らせるまちづくり ～福祉のまちづくりの方針～ 3-8 災害に強い安全なまちづくり ～防災・防犯まちづくりの方針～ 3-9 野田市を満喫できる環境づくり ～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～ </div>				

表題	見直し案		現行		分類	変更及び追加理由	担当課																																									
	野田市都市計画マスタープラン素案		野田市都市計画マスタープラン					旧頁																																								
	第3章 部門別方針		第3章 部門別方針					27																																								
	3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～		3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～																																													
内容	<p>1)基本方針</p> <p>(1) 自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成 野田市を取り囲む河川や市街地を囲む山林や農地を保全するとともに、これらの自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成を図ります。</p> <p>(2) ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成 道路を始めとした都市施設の整備改善や、住宅地としての街並み景観の向上により、ゆとりと落ち着きある住宅地の形成を図ります。</p> <p>(3) にぎわいと趣のある商業地の形成 歴史的街並みを活用し、商業業務施設を集積することで、歴史的な街並みと調和したにぎわいのある商業地の形成を図ります。</p> <p>(4) 新たなインパクトの活用によるにぎわいや魅力を創出する土地利用の推進 東京直結鉄道（<u>地下鉄8号線</u>）や千葉柏道路による新たなインパクトの活用により、野田市の広域的なポテンシャル（*21）を高めるとともに、活力ある都市の育成を図るため、<u>製造業を中心とした工業団地を整備し</u>、にぎわいや魅力を生み出す土地利用の推進を図ります。</p> <p>2)土地利用の体系 主な土地利用を以下のとおり体系化し、方針を掲げます。</p> <table border="1" data-bbox="231 1075 1181 1545"> <tr> <td rowspan="6">都市的 土地利用</td> <td rowspan="2">住宅系土地利用</td> <td>住環境の向上を図る地域</td> </tr> <tr> <td>ゆとりある住宅地を保全する地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商業・業務系土地利用</td> <td>中心商業地</td> </tr> <tr> <td>一般商業地</td> </tr> <tr> <td>工業系土地利用</td> <td>工業地</td> </tr> <tr> <td>商業・工業系土地利用</td> <td>伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域</td> </tr> <tr> <td>業務・研究系土地利用</td> <td>先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然的 土地利用</td> <td>緑地系</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農地系</td> <td>優良な農地を保全する地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地等と集落が共存する地域</td> </tr> </table>		都市的 土地利用	住宅系土地利用	住環境の向上を図る地域	ゆとりある住宅地を保全する地域	商業・業務系土地利用	中心商業地	一般商業地	工業系土地利用	工業地	商業・工業系土地利用	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域	業務・研究系土地利用	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	自然的 土地利用	緑地系		農地系	優良な農地を保全する地域		農地等と集落が共存する地域	<p>1)基本方針</p> <p>(1) 自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成 野田市を取り囲む河川や市街地を囲む山林や農地を保全するとともに、これらの自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成を図ります。</p> <p>(2) ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成 道路を始めとした都市施設の整備改善や、住宅地としての街並み景観の向上により、ゆとりと落ち着きある住宅地の形成を図ります。</p> <p>(3) にぎわいと趣のある商業地の形成 歴史的街並みを活用し、商業業務施設を集積することで、歴史的な街並みと調和したにぎわいのある商業地の形成を図ります。</p> <p>(4) 新たなインパクトの活用によるにぎわいや魅力を創出する土地利用の推進 東京直結鉄道や千葉柏道路による新たなインパクトの活用により、野田市の広域的なポテンシャル（*20）を高めるとともに、活力ある都市の育成を図るため、にぎわいや魅力を生み出す土地利用の推進を図ります。</p> <p>2)土地利用の体系 主な土地利用を以下のとおり体系化し、方針を掲げます。</p> <table border="1" data-bbox="1288 1075 2237 1596"> <tr> <td rowspan="6">都市的 土地利用</td> <td rowspan="3">住宅系土地利用</td> <td>住環境の向上を図る地域</td> </tr> <tr> <td>ゆとりある住宅地を保全する地域</td> </tr> <tr> <td><u>豊かな自然と良好な住宅地が共生する地域</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商業・業務系土地利用</td> <td>中心商業地</td> </tr> <tr> <td>一般商業地</td> </tr> <tr> <td>工業系土地利用</td> <td>工業地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商業・工業系土地利用</td> <td>伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域</td> </tr> <tr> <td>業務・研究系土地利用</td> <td>先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然的 土地利用</td> <td>緑地系</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農地系</td> <td>優良な農地を保全する地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地等と集落が共存する地域</td> </tr> </table>		都市的 土地利用	住宅系土地利用	住環境の向上を図る地域	ゆとりある住宅地を保全する地域	<u>豊かな自然と良好な住宅地が共生する地域</u>	商業・業務系土地利用	中心商業地	一般商業地	工業系土地利用	工業地	商業・工業系土地利用	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域	業務・研究系土地利用	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	自然的 土地利用	緑地系		農地系	優良な農地を保全する地域		農地等と集落が共存する地域	追加 修正 追加	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理（表現統一） ・用語追加による変更 ・現施策との整合 	都市計画課 都市計画課 都市計画課
	都市的 土地利用	住宅系土地利用			住環境の向上を図る地域																																											
ゆとりある住宅地を保全する地域																																																
商業・業務系土地利用		中心商業地																																														
		一般商業地																																														
工業系土地利用		工業地																																														
商業・工業系土地利用		伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域																																														
業務・研究系土地利用	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域																																															
自然的 土地利用	緑地系																																															
	農地系	優良な農地を保全する地域																																														
		農地等と集落が共存する地域																																														
都市的 土地利用	住宅系土地利用	住環境の向上を図る地域																																														
		ゆとりある住宅地を保全する地域																																														
		<u>豊かな自然と良好な住宅地が共生する地域</u>																																														
	商業・業務系土地利用	中心商業地																																														
		一般商業地																																														
	工業系土地利用	工業地																																														
商業・工業系土地利用	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域																																															
	業務・研究系土地利用	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域																																														
自然的 土地利用	緑地系																																															
	農地系	優良な農地を保全する地域																																														
		農地等と集落が共存する地域																																														
					削除	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方針との整合性（江川地区） 	都市整備課																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>修正：赤</p> <p>追加：青</p> <p>削除：緑</p> </div>																																																

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	28～29			
3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～	3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～					
内容	<p>3) 主な土地利用ごとの具体的な方針</p> <p>(1) 都市的土地利用</p> <p>① 住宅系土地利用</p> <p>【住環境の向上を図る地域】</p> <p>既成市街地は、他用途との混在、敷地の狭小化、狹隘（きょうあい）道路（*22）などの問題を解消し、良好な住環境の形成に努めます。また、市街地内において計画的な面的整備に努めるとともに、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。</p> <p>【ゆとりある住宅地を保全する地域】</p> <p>みずき地区、桜の里地区を始めとした土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地や、今後整備される住宅地については、ゆとりある住宅地として、地区計画制度（*23）の積極的な導入などによる、良好な住環境の形成及び保全を図ります。</p> <p>② 商業・業務系土地利用</p> <p>【中心商業地】</p> <p>本町通り周辺の商業地は、歴史的資源と調和した魅力ある街並み景観を形成するとともに、市街地環境の整備に努め商業機能の充実を図ります。</p> <p>また、中心サービス核として広域的な性格をもった野田市駅・愛宕駅周辺は、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、中心市街地にふさわしい商業・業務系の土地利用を誘導し、商業機能の充実を図ります。<u>あわせて、土地の高度利用を促進し、商業環境の充実及び魅力ある都市空間の形成を図ります。</u></p> <p>【一般商業地】</p> <p>地域サービス核として、川間駅周辺、梅郷駅周辺及び関宿中央ターミナル・関宿支所周辺は、市街地整備を行うとともに、住民の要望や利便性を考慮した商業集積を図り、できるだけ多様な都市機能の集積を誘導し、充実を図ります。</p>	<p>3) 主な土地利用ごとの具体的な方針</p> <p>(1) 都市的土地利用</p> <p>① 住宅系土地利用</p> <p>【住環境の向上を図る地域】</p> <p>既成市街地は、他用途との混在、敷地の狭小化、狹隘（きょうあい）道路（*21）などの問題を解消し、良好な住環境の形成に努めます。また、市街地内において計画的な面的整備に努めるとともに、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。</p> <p>【ゆとりある住宅地を保全する地域】</p> <p>みずき地区、桜の里地区を始めとした土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地や、今後整備が予定されている住宅地については、ゆとりある住宅地として、地区計画制度（*22）の積極的な導入などによる、良好な住環境の形成及び保全を図ります。</p> <p>② 商業・業務系土地利用</p> <p>【中心商業地】</p> <p>本町通り周辺の商業地は、歴史的資源と調和した魅力ある街並み景観を形成するとともに、市街地環境の整備に努め商業機能の充実を図ります。</p> <p>また、中心サービス核として広域的な性格をもった愛宕駅周辺は、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、中心市街地にふさわしい商業・業務系の土地利用を誘導し、商業機能の充実を図ります。</p> <p>【一般商業地】</p> <p>地域サービス核として、川間駅周辺及び梅郷駅周辺並びに関宿中央ターミナル・関宿支所周辺は、市街地整備を行うとともに、住民の要望や利便性を考慮した商業集積を図り、できるだけ多様な都市機能の集積を誘導し、充実を図ります。</p>	修正	<ul style="list-style-type: none"> 用語追加による変更 	都市計画課	
			削除 修正	<ul style="list-style-type: none"> 時点修正 用語追加による変更 	都市整備課 都市計画課	
			追加	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画との整合 整・開・保との整合（高度利用の位置付け） 	都市計画課 都市整備課	
		修正	<ul style="list-style-type: none"> 文言修正 	都市計画課		

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	29			
3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～	3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～					
内容	<p>③ 工業系土地利用</p> <p>【工業地】</p> <p>野田橋周辺から江戸川沿いに連なる工業地は、野田市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれているため、今後も産業用地としての土地利用を促進するとともに、歴史的な景観の形成を図ります。</p> <p>野田橋周辺の比較的小規模な工場が点在する工業地については、今後も周辺の住環境に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。</p> <p>中里地区、<u>泉</u>地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、職住近接の実現を図るとともに、今後成長が見込まれる産業の誘致を促進します。</p> <p><u>さらに、定住促進と雇用確保のため、製造業を中心とした工業団地の整備を図ります。</u></p>	<p>③ 工業系土地利用</p> <p>【工業地】</p> <p>野田橋周辺から江戸川沿いに連なる工業地は、野田市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれているため、今後も産業用地としての土地利用を促進するとともに、歴史的な景観の形成を図ります。</p> <p>野田橋周辺の比較的小規模な工場が点在する工業地については、今後も周辺の住環境に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。</p> <p>中里地区、<u>船形</u>地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、<u>住工混在による問題の解消</u>や職住近接の実現を図るとともに、今後成長が見込まれる産業の誘致を促進します。</p>	修正 削除 追加	<ul style="list-style-type: none"> 用語の修正 現施策との整合 総合計画との整合 	都市計画課 都市計画課 商工観光課	
	<p>④ 商業・工業系土地利用</p> <p>【伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域】</p> <p>野田市駅周辺では、<u>駅の西側において、東武野田線連続立体交差事業にあわせ土地区画整理事業により駅前広場や駅前線等の都市施設を整備し、土地利用の再編及び高度利用への転換を図るとともに、野田市の伝統的な産業と商業・業務機能が共存するまちづくりを進めます。</u></p>	<p>④ 商業・工業系土地利用</p> <p>【伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域】</p> <p>野田市駅周辺の<u>醤油工場などの伝統的な産業が立地する地域は、広域拠点の一翼を担う土地利用を推進するため、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業等の市街地整備を</u>するとともに、野田市の伝統的な産業と商業・業務機能が共存するまちづくりを進めます。</p>				修正
	<p>⑤ 業務・研究系土地利用</p> <p>【先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域】</p> <p>桜の里一丁目の業務研究施設地区においては、先端技術の研究や開発を中心とした業務・研究系の土地利用を促進します。</p>	<p>⑤ 業務・研究系土地利用</p> <p>【先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域】</p> <p>桜の里一丁目の業務研究施設地区においては、先端技術の研究や開発を中心とした業務・研究系の土地利用を促進します。</p>				

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課	
	野田市都市計画マスタープラン素案 第3章 部門別方針 3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～	野田市都市計画マスタープラン 第3章 部門別方針 3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～	旧頁				30～31
内容	<p>(2) 自然的土地利用</p> <p>① 緑地系 中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園、<u>このとりの里周辺</u>など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。また、利根川、江戸川及び利根運河の河川などとその周辺<u>並びに江川地区などでは生物多様性を育む</u>自然環境を保全するとともに、自然とふれあうことができるレクリエーション施設の整備充実を推進します。さらに、座生川やくり堀川などの河川においても、生活に身近な自然環境資源として保全に努めます。</p> <p>② 農地系 【優良な農地を保全する地域】 一団となった農地を形成する中里地区、小山地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、関宿台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心とした優良な農地は、農業振興の拠点として農業生産基盤の整備や高度化などによる効率的な土地利用を促進します。</p> <p>【農地等と集落が共存する地域】 農地等と集落が共存する地域については、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、適正な土地利用を図り、屋敷林をはじめとする樹林地や生垣など、みどり豊かな土地利用を促進します。 また、都市の緑地環境として維持保全するとともに、市民の余暇の場として活用できるように促進します。 江川地区は、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを進めます。</p> <p>(3) その他 <u>都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用</u> <u>市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発地、または、既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用で、地域の振興又は発展に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。</u> 【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】 <u>広域交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図ります。</u> 【観光商業整備誘導ゾーン】 <u>観光・商業・レクリエーションなどを主体とする施設の立地を誘導することにより、交流人口の拡大や地域振興を図ります。</u> 【非住居系開発誘導ゾーン】 <u>工場、研究所、流通業務施設及び観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画のもと誘導し、持続可能な地域振興を図ります。</u> 【既存工業用地連携誘導ゾーン】 <u>既存の産業集積との連携性を活かした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図ります。</u></p>	<p>(2) 自然的土地利用</p> <p>① 緑地系 中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。また、利根川、江戸川及び利根運河の河川などとその周辺の自然環境を保全するとともに、自然とふれあうことができるレクリエーション施設の整備充実を推進します。さらに、座生川やくり堀川などの河川においても、生活に身近な自然環境資源として保全に努めます。</p> <p>② 農地系 【優良な農地を保全する地域】 一団となった農地を形成する中里地区、小山地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、関宿台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心とした優良な農地は、農業振興の拠点として農業生産基盤の整備や高度化などによる効率的な土地利用を促進します。</p> <p>【農地等と集落が共存する地域】 農地等と集落が共存する地域については、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、適正な土地利用を図り、屋敷林をはじめとする樹林地や生垣など、みどり豊かな土地利用を促進します。 また、都市の緑地環境として維持保全するとともに、市民の余暇の場として活用できるように促進します。 江川地区は、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを進めます。</p> <p>(3) その他 <u>大規模未利用地については、地域の活性化や周辺環境との調和に留意し、地区計画制度等を活用して計画的な土地利用を検討します。</u></p>			追加	・総合計画との整合	企画調整課
					追加	・総合計画、整・開・保の方針との整合	みどりと水のまちづくり課
				修正	・市街化調整区域の都市的土地利用の明確化を図るため	都市計画課	
				追加	・市街化調整区域の都市的土地利用の明確化を図るため	都市計画課	

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案		現行		分類	変更及び追加理由	担当課																																							
	野田市都市計画マスタープラン素案		野田市都市計画マスタープラン					旧頁																																						
	第3章 部門別方針		第3章 部門別方針					30～31																																						
3-1 都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～	<p>新土地利用誘導ゾーン ・関宿城博物館の周辺</p> <p>台町東地区に工業地を配置</p> <p>開発審査会提案基準指定区域</p> <p>現マスタープランに掲載済</p> <p>新土地利用誘導ゾーン ・既存工業団地の周辺</p> <p>野田市駅西地区に中心商業地を配置</p> <p>注 土地利用に関する色分けは、住居系、商業・業務系、工業系の都市的土地利用、緑地系、農地系の自然的土地利用の方向性を示すもので、12種類の用途地域と対応するものではありません。</p> <p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td>住環境の向上を図る地域</td> <td>伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域</td> <td>南北軸</td> </tr> <tr> <td>ゆとりある住宅地を保全する地域</td> <td>先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域</td> <td>東西軸</td> </tr> <tr> <td>中心商業地</td> <td>緑地</td> <td>環状軸</td> </tr> <tr> <td>一般商業地</td> <td>優良な農地を保全する地域</td> <td>幹線道路</td> </tr> <tr> <td>工業地</td> <td>農地等と集落が共存する地域</td> <td>公共交通軸</td> </tr> <tr> <td>幹線道路沿道開発誘導ゾーン</td> <td>観光商業整備誘導ゾーン</td> <td>河川</td> </tr> <tr> <td>既存工業団地連携誘導ゾーン</td> <td>非住居系開発誘導ゾーン</td> <td></td> </tr> </table> <p>市街化調整区域の地区計画により将来土地利用を誘導する沿道及びゾーンを追加</p>		住環境の向上を図る地域	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域	南北軸	ゆとりある住宅地を保全する地域	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	東西軸	中心商業地	緑地	環状軸	一般商業地	優良な農地を保全する地域	幹線道路	工業地	農地等と集落が共存する地域	公共交通軸	幹線道路沿道開発誘導ゾーン	観光商業整備誘導ゾーン	河川	既存工業団地連携誘導ゾーン	非住居系開発誘導ゾーン		<p>注 土地利用に関する色分けは、住居系、商業・業務系、工業系の都市的土地利用、緑地系、農地系の自然的土地利用の方向性を示すもので、12種類の用途地域と対応するものではありません。</p> <p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td>住環境の向上を図る地域</td> <td>伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域</td> <td>南北軸</td> </tr> <tr> <td>ゆとりある住宅地を保全する地域</td> <td>先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域</td> <td>東西軸</td> </tr> <tr> <td>中心商業地</td> <td>緑地</td> <td>環状軸</td> </tr> <tr> <td>一般商業地</td> <td>優良な農地を保全する地域</td> <td>幹線道路</td> </tr> <tr> <td>工業地</td> <td>農地等と集落が共存する地域</td> <td>公共交通軸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>河川</td> </tr> </table>		住環境の向上を図る地域	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域	南北軸	ゆとりある住宅地を保全する地域	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	東西軸	中心商業地	緑地	環状軸	一般商業地	優良な農地を保全する地域	幹線道路	工業地	農地等と集落が共存する地域	公共交通軸			河川	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・台町東地区、野田市駅西地区の用途地域の変更等に合わせて、工業地、中心商業地等に変更 ・市街化調整区域内の将来土地利用を誘導する沿道及びエリアを追加 	都市計画課
住環境の向上を図る地域	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域	南北軸																																												
ゆとりある住宅地を保全する地域	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	東西軸																																												
中心商業地	緑地	環状軸																																												
一般商業地	優良な農地を保全する地域	幹線道路																																												
工業地	農地等と集落が共存する地域	公共交通軸																																												
幹線道路沿道開発誘導ゾーン	観光商業整備誘導ゾーン	河川																																												
既存工業団地連携誘導ゾーン	非住居系開発誘導ゾーン																																													
住環境の向上を図る地域	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域	南北軸																																												
ゆとりある住宅地を保全する地域	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	東西軸																																												
中心商業地	緑地	環状軸																																												
一般商業地	優良な農地を保全する地域	幹線道路																																												
工業地	農地等と集落が共存する地域	公共交通軸																																												
		河川																																												
内容	<p>修正：赤</p> <p>追加：青</p> <p>削除：緑</p>																																													

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	32			
	3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～	3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～				
内容	<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 他都市へ自由にアクセスできる広域的な交通体系の整備 多様な交通需要に対応し、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道（<u>地下鉄8号線</u>）の整備促進や東武野田線の複線化、千葉柏道路や県道等の整備促進により、活力ある都市の交通体系の確立を図ります。</p> <p>(2) 日常でのアクセスを便利にする交通体系の整備 コミュニティバス（まめバス）の<u>運行の充実</u>や路線バスの<u>継続的な運行による交通体系の維持を図ります。</u> <u>また、道路ネットワークの整備により、通勤、通学、買物など、日常生活の移動の利便性を高め、快適な交通環境の創出を図ります。</u></p> <p>(3) 交通処理能力を高める交通機関相互の連携強化 重要な交通結節点（*24）である鉄道駅への<u>交通ネットワークの改善を図るため、駅前広場等を整備し、バス、一般車両、自転車などが円滑にアクセスできるよう努めます。</u></p> <p>(4) 人や自然にやさしい安全で快適な道路整備 歩道などのバリアフリー化を推進し、だれもが快適に移動できる空間のネットワーク化を図るとともに、環境に配慮した道路整備に努めます。</p>	<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 他都市へ自由にアクセスできる広域的な交通体系の整備 多様な交通需要に対応し、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道の整備促進や東武野田線の複線化、千葉柏道路や県道等の整備促進により、活力ある都市の交通体系の確立を図ります。</p> <p>(2) 日常でのアクセスを便利にする交通体系の整備 コミュニティバス（まめバス）、路線バスの<u>運行の充実</u>や道路ネットワークの整備により、通勤、通学、買物など、日常生活の移動の利便性を高め、快適な交通環境の創出を図ります。</p> <p>(3) 交通処理能力を高める交通機関相互の連携強化 重要な交通結節点（*23）である鉄道駅において、<u>駅への交通ネットワークや駅前広場等、鉄道をいかにするための条件整備を推進し、バス路線や自転車などが円滑に駅にアクセスできるよう、都市施設の整備に努めます。</u></p> <p>(4) 人や自然にやさしい安全で快適な道路整備 歩道などのバリアフリー化を推進し、だれもが快適に移動できる空間のネットワーク化を図るとともに、環境に配慮した道路整備に努めます。</p>	追加	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の整理 	都市計画課	
	<p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 公共交通の充実</p> <p>① 東京直結鉄道（<u>地下鉄8号線</u>）の整備促進 <u>市民の通勤、通学など日常生活の利便性の向上と東京、埼玉への連絡機能の強化に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。そのため、補助獲得等に関して国、県に対する要請に努めるとともに、関係機関と連携して事業主体、建設費、財政負担等について鉄道事業計画の策定などを進めます。</u></p> <p>② 東武野田線の複線化の促進 市民の通勤、通学などの日常生活の利便性の向上を図るため、東武野田線の複線化について、関係機関に対する要請に努め、その整備を促進します。そのため、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として、「梅郷駅～運河駅間の複線化」を目指します。</p>	<p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 公共交通の充実</p> <p>① 東京直結鉄道の整備促進 <u>市民の通勤、通学など日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、関係機関と連携して事業主体、建設費、財政負担などについて鉄道事業計画の策定などを進めます。</u></p> <p>② 東武野田線の複線化の促進 市民の通勤、通学などの日常生活の利便性の向上を図るため、東武野田線の複線化について、関係機関に対する要請に努め、その整備を促進します。そのため、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として、「梅郷駅～運河駅間の複線化」を目指します。</p>	修正 追加 修正	<ul style="list-style-type: none"> ・用語追加による変更 ・文言整理 ・文言追加 	都市計画課 都市整備課	
				修正 追加 修正	<ul style="list-style-type: none"> ・早期着工に向けて取り組みの位置付け強化 ・文言整理(表現統一) ・文言整理 	市政推進室

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	33			
	3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～	3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～				
内容	<p>③ 連続立体交差事業の促進 東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や踏切遮断による交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進します。</p> <p>④ バス路線の維持・整備・充実 民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。また、合併を機に運行を開始したコミュニティバス（まめバス）<u>については、抜本的見直しを行い</u>更なる利便性の向上を図ります。</p> <p>(2) 交通結節点の機能強化</p> <p>① 交通結節点の機能強化 野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、広域的な交通需要に対応した駅前広場などの都市施設の整備を推進します。</p> <p>② 自動車駐車場 既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・民の適切な役割分担の下に、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。また、空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。</p> <p>③ 自転車等駐車場（駐輪場） 駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駅前広場などの整備にあわせて、駐輪場の整備を推進します。</p> <p>(3) 骨格的な幹線道路の整備</p> <p>① 広域幹線道路 南北軸の広域幹線道路である国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などに配慮しつつ、千葉柏道路の早期整備を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、我孫子関宿線の整備を促進します。また、東西軸の広域幹線道路である主要地方道つくば野田線及び越谷野田線（一部の区間）の混雑緩和のため、<u>駅周辺の拡幅整備・芽吹大橋及び野田橋付近の4車線化</u>を促進します。 関宿地域については、主要地方道境杉戸線バイパス（都市計画道路台町元町線）の整備を促進するとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備とあわせて、隣接する他県と連絡する道路の整備を促進します。</p>	<p>③連続立体交差事業の促進 東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や踏切遮断による交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進します。</p> <p>④バス路線の維持・整備・充実 民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。また、合併を機に運行を開始したコミュニティバス（まめバス）<u>の</u>更なる利便性の向上を図ります。</p> <p>(2) 交通結節点の機能強化</p> <p>①交通結節点の機能強化 野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、広域的な交通需要に対応した駅前広場などの都市施設の<u>集積による整備を推進します。また、川間駅は、バス・タクシー乗降場などを含む駅前広場の整備を行い、関宿地域の最寄り駅としての交通結節点機能の強化を図ります。</u></p> <p>②自動車駐車場 既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・民の適切な役割分担の下に、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。また、空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。</p> <p>③自転車等駐車場（駐輪場） 駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駅前広場などの整備にあわせて、駐輪場の整備を推進します。</p> <p>(3) 骨格的な幹線道路の整備</p> <p>①広域幹線道路 南北軸の広域幹線道路である国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などに配慮しつつ、千葉柏道路の早期整備を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、<u>松戸野田線（市道山崎野田線）</u>、我孫子関宿線の整備を促進します。また、東西軸の広域幹線道路である主要地方道つくば野田線及び越谷野田線（一部の区間）の混雑緩和のため、芽吹大橋及び野田橋付近の4車線化を促進します。 関宿地域については、主要地方道境杉戸線バイパス（都市計画道路台町元町線）の整備を促進するとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備とあわせて、隣接する他県と連絡する道路の整備を促進します。</p>	修正	・現施策との整合	企画調整課	
			削除 削除	・文言整理 ・総合計画との整合（事業完了）	都市計画課 道路建設課	
		削除 追加	・松戸野田線（市道山崎野田線）は、H24年4月に市に移管されたため ・連続立体交差事業にあわせた整備が必要なため、区域マスに合わせ文言追加	道路建設課 都市整備課		

修正：赤 —
追加：青 —
削除：緑 —

表題	見直し案	現 行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	34～36			
	3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～	3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～				
内容	<p>② 外郭環状道路 市街地内の通過交通を排除するため、都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線、市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線、我孫子関宿線により構成される外郭環状道路 (*25) の早期整備を図ります。</p> <p>③ 主要な道路等 市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、市外との連携を強化する道路の整備に努めます。また、鉄道の高架化とあわせて、市内の都市計画道路を梯子状 (*26) に整備します。</p> <p>④ <u>長期未着手道路の検証</u> <u>長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証します。</u></p> <p>(4) 生活道路の整備 だれもが安心して快適に移動できるよう、人へのやさしさ、環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。</p> <p>(5) 歩行者・自転車ネットワークの整備 高齢者や障がい者などにも配慮した歩道の整備、<u>安全な通行が可能となるような自転車通行帯等の整備</u>を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、だれもが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。</p> <p>(6) 人や環境にやさしい道路の整備</p> <p>① 高齢者や障がい者などにやさしい交通環境の実現 視覚障がい者誘導用ブロック (*27) の整備、歩道勾配の緩和などにより、高齢者や障がい者などにやさしい道路整備を推進します。</p> <p>② 環境や景観に配慮した道路整備の推進 環境に配慮し、施設整備などに当たっては、透水性舗装 (*28) や街路樹などの整備を推進します。</p>	<p>②外郭環状道路 市街地内の通過交通を排除するため、都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線、市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線、我孫子関宿線により構成される外郭環状道路 (*24) の早期整備を図ります。</p> <p>③主要な道路等 市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、市外との連携を強化する道路の整備に努めます。また、鉄道の高架化とあわせて、市内の都市計画道路を梯子状 (*25) に整備します。</p> <p>(4) 生活道路の整備 だれもが安心して快適に移動できるよう、人へのやさしさ、環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。</p> <p>(5) 歩行者・自転車ネットワークの整備 高齢者や障がい者などにも配慮した歩道の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、だれもが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。</p> <p>(6) 人や環境にやさしい道路の整備</p> <p>①高齢者や障がい者などにやさしい交通環境の実現 視覚障がい者誘導用ブロック (*26) の整備、歩道勾配の緩和などにより、高齢者や障がい者などにやさしい道路整備を推進します。</p> <p>②環境や景観に配慮した道路整備の推進 環境に配慮し、施設整備などに当たっては、透水性舗装 (*27) や街路樹などの整備を推進します。</p>	修正	・用語追加による変更	都市計画課	
			修正	・用語追加による変更	都市計画課	
		追加	・整・開・保の方針との整合による追加	都市計画課		
		追加	・新総合計画に自転車通行帯の整備が新たに記述されたため	道路建設課		
		修正	・用語追加による変更	都市計画課		
		修正	・用語追加による変更	都市計画課		

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～	第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～	34～36			
内容	<p>交通体系方針図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 南北軸 東西軸 環状軸 幹線道路 公共交通軸(複線化の促進) 道路機能強化区間 鉄道高架区間 河川 	<p>交通体系方針図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 南北軸 東西軸 環状軸 幹線道路 公共交通軸(複線化の促進) 道路機能強化区間 鉄道高架区間 河川 				

・変更なし

表 題	見直し案		現 行		分類	変更及び追加理由	担当課	
	野田市都市計画マスタープラン素案		野田市都市計画マスタープラン					旧頁
	第3章 部門別方針		第3章 部門別方針					37
	3-3 水やみどりを大切にしまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～		3-3 水やみどりを大切にしまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～					
内 容	<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全 利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全、整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。</p> <p>(2) 身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出 みどりの拠点となる野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園や、身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備とともに、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を図ります。</p> <p>(3) 水やみどりのネットワーク化 都市内の水やみどりをネットワーク化することにより、自然を身近に感じられる都市空間の形成を図り、<u>水と</u>みどりの質の向上に努めます。</p> <p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 市民共有の財産となる、身近なみどりの保全と適正な管理 利根川、江戸川、利根運河や、みどりの拠点となる中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとしてとらえ、市民との協働作業における緑化活動の促進・管理などを積極的に進め、郷土に愛着をもてるまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 身近な自然とふれあうことができる緑地の創出 市民の多様なニーズに対応するため、みどりの拠点的な役割を果たしている野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園において、その周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。その他、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ります。また、既存の農地についても都市内の貴重な緑地としてとらえ、その保全・活用に努めます。</p>		<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全 利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全、整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。</p> <p>(2) 身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出 みどりの拠点となる野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園や、身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備とともに、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を図ります。</p> <p>(3) 水やみどりのネットワーク化 都市内の水やみどりをネットワーク化することにより、自然を身近に感じられる都市空間の形成を図り、みどりの質の向上に努めます。</p> <p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 市民共有の財産となる、身近なみどりの保全と適正な管理 利根川、江戸川、利根運河や、みどりの拠点となる中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとしてとらえ、市民との協働作業における緑化活動の促進・管理などを積極的に進め、郷土に愛着をもてるまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 身近な自然とふれあうことができる緑地の創出 市民の多様なニーズに対応するため、みどりの拠点的な役割を果たしている野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園において、その周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。その他、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ります。また、既存の農地についても都市内の貴重な緑地としてとらえ、その保全・活用に努めます。</p>		追加	・ 文言整理	農政課	

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課	
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁				
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	38～39				
3-3 水やみどりを大切にしまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～	3-3 水やみどりを大切にしまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～						
内容	<p>(3) 水とみどりのネットワークの形成</p> <p>豊かな自然と共生する都市を目指すため、河川や山林などの大小様々な自然環境要素を、市民が日常生活において身近な自然と親しむことができるよう、次世代に引き継ぐまちづくりを推進するため、水とみどりのネットワークの形成を図ります。</p> <p>① 水の軸の形成 利根川、江戸川及び利根運河の水辺空間を大きな骨格として、「水の軸」を形成することにより、市民が、水の持つ潤いややすらぎを実感できる、水辺環境づくりを進めます。</p> <p>② みどりの軸の形成 利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。 また、市民の森や都市公園（*29）などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。</p>	<p>(3) 水とみどりのネットワークの形成</p> <p>豊かな自然と共生する都市を目指すため、河川や山林などの大小様々な自然環境要素を、市民が日常生活において身近な自然と親しむことができるよう、次世代に引き継ぐまちづくりを推進するため、水とみどりのネットワークの形成を図ります。</p> <p>①水の軸の形成 利根川、江戸川及び利根運河の水辺空間を大きな骨格として、「水の軸」を形成することにより、市民が、水の持つ潤いややすらぎを実感できる、水辺環境づくりを進めます。</p> <p>②みどりの軸の形成 利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。 また、市民の森や都市公園（*28）などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。</p>			修正	・用語追加による変更	都市計画課

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針 3-3 水やみどりを大切にしまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～	第3章 部門別方針 3-3 水やみどりを大切にしまちづくり ～自然環境保全・活用の方針～	38～39			
内容	<p>自然環境保全・活用の方針図</p> <p>この図は、野田市の自然環境保全と活用の方針を示しています。市街地ゾーン、農業振興ゾーン、緑地レクリエーションゾーンが示されています。また、水の軸、みどりの軸、南北軸、東西軸、環状軸が示されています。野田市総合公園、野田市スポーツ公園、中央の杜、利根川、江戸川、利根運河が示されています。この図には、このとりの里周辺を緑地レクリエーション拠点に追加する修正が示されています。</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地ゾーン (身近なみどりを創出するゾーン) 農業振興ゾーン (多様なみどりを保全・活用するゾーン) 緑地レクリエーションゾーン 緑地レクリエーション拠点 水の軸 みどりの軸 南北軸 東西軸 環状軸 	<p>自然環境保全・活用の方針図</p> <p>この図は、野田市の自然環境保全と活用の方針を示しています。市街地ゾーン、農業振興ゾーン、緑地レクリエーションゾーンが示されています。また、水の軸、みどりの軸、南北軸、東西軸、環状軸が示されています。野田市総合公園、野田市スポーツ公園、中央の杜、利根川、江戸川、利根運河が示されています。この図には、このとりの里周辺を緑地レクリエーション拠点に追加する修正が示されています。</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地ゾーン (身近なみどりを創出するゾーン) 農業振興ゾーン (多様なみどりを保全・活用するゾーン) 緑地レクリエーションゾーン 緑地レクリエーション拠点 水の軸 みどりの軸 南北軸 東西軸 環状軸 	修正	<ul style="list-style-type: none"> 緑地レクリエーション拠点にこのとりの里周辺を追加 市街地ゾーンを総合計画と整合させ修正 	みどりと水のまちづくり課 都市計画課	

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課	
	野田市都市計画マスタープラン素案 第3章 部門別方針 3-4 環境にやさしいまちづくり ～環境共生型まちづくりの方針～	野田市都市計画マスタープラン 第3章 部門別方針 3-4 環境にやさしいまちづくり ～環境共生型まちづくりの方針～	旧頁				40～41
内容	<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 自然との共生 都市に残る自然は、動植物の保護及び育成、快適な都市空間の形成、さらには人々にやさらぎを与える大切な資源であるため、適正な保全・管理を図るとともに、<u>コウノトリをシンボルとした生物多様性の保全・再生に取り組み</u>、自然と共生したまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 環境にやさしい実践活動があるまちづくりの推進 公害防止のための規制基準を守るとともに、生活環境への影響を考えた環境保全を通して、大気、水質、土壌などを健全な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、環境負荷の少ない製品の利用などの促進や、省資源・省エネルギー対策などの生活の中での実践活動を促進します。</p> <p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 自然との共生に向けた環境整備 <u>①環境保全の推進</u> 多様な動植物とその生態系が良好に保全されるよう、<u>豊かな自然環境を保全し、みどりや水辺環境及び動植物とふれあえる場の整備を図り、それらを活用することでみどりや生物を大切にす意識の醸成が図られるよう、市民の森や都市公園、都市緑地（*30）、座生川やくり堀川などの水辺環境の整備とともに、街路樹の植栽などによる緑化の推進を図ります。</u> <u>また、水田に環境用水（*31）を導入することで、水質の改善や多様な水生生物等の自然環境の維持、保全を推進します。</u></p> <p><u>②コウノトリの野生復帰</u> <u>コウノトリの棲める環境は、多くの生物を育むとともに、人にとっても安心安全に暮らせる環境と言えるため、野生復帰の推進により、自然再生・生物多様性の取り組みを上げ、自然と共生したまちづくりを進めます。</u></p> <p>(2) 環境への負荷の少ないまちづくり</p> <p>① 廃棄物の減量・リサイクルの推進 循環型社会（*32）を目指して、ごみの分別収集の徹底や資源回収の推進に取り組むことにより、ごみの減量化・リサイクルの推進を図ります。 また、ごみ問題に関する啓発などを行うとともに、再生品利用の推進、事業系ごみの再資源化ルートの構築などに取り組みます。</p> <p>② 廃棄物処理施設の整備 現在、一般廃棄物の最終処分場がないため、廃棄物の処分は市外に依存しており、その残余容量も逼迫（ひっばく）しているため、今後も引き続き施設整備の在り方など対応策を幅広く検討します。 <u>また、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等の環境対策を徹底するとともに、市民に対し健康な生活を支える重要な基盤施設であることの理解を得ることに努め、施設整備を行います。</u> <u>不燃物処理施設については、適切な維持補修を行い、安定的な運用を図ります。</u></p>	<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 自然との共生 都市に残る自然は、動植物の保護及び育成、快適な都市空間の形成、さらには人々にやさらぎを与える大切な資源であるため、適正な保全・管理を図るとともに、<u>生態系にも配慮するなど</u>、自然と共生したまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 環境にやさしい実践活動があるまちづくりの推進 公害防止のための規制基準を守るとともに、生活環境への影響を考えた環境保全を通して、大気、水質、土壌などを健全な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、環境負荷の少ない製品の利用などの促進や、省資源・省エネルギー対策などの生活の中での実践活動を促進します。</p> <p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 自然との共生に向けた環境整備 多様な動植物とその生態系が良好に保全されるよう、<u>優れた里山環境を保全し、みどりや水辺環境及び動植物とふれあえる場の整備を図り、それらを活用することでみどりや生物を大切にす意識の醸成が図られるよう、市民の森や都市公園、都市緑地（*29）、座生川やくり堀川などの水辺環境の整備とともに、街路樹の植栽などによる緑化の推進を図ります。</u></p> <p>(2) 環境への負荷の少ないまちづくり</p> <p>① 廃棄物の減量・リサイクルの推進 循環型社会（*30）を目指して、ごみの分別収集の徹底や資源回収の推進に取り組むことにより、ごみの減量化・リサイクルの推進を図ります。 また、ごみ問題に関する啓発などを行うとともに、再生品利用の推進、事業系ごみの再資源化ルートの構築などに取り組みます。</p> <p>② 廃棄物処理施設の整備 現在、一般廃棄物の最終処分場がないため、廃棄物の処分は市外に依存しており、その残余容量も逼迫（ひっばく）しているため、今後も引き続き施設整備の在り方など対応策を幅広く検討します。 <u>また、より一層の循環型社会を構築するため、新不燃物処理施設を建設し、容器包装リサイクル法に基づいた廃プラスチックの分別及び不燃ごみ中の資源物の回収により、徹底した資源化に努めます。</u></p>			修正	・総合計画、整・開・保の方針と整合させ修正	みどりと水のまちづくり課
	追加修正	修正	追加	追加	追加	・総合計画、整・開・保の方針と整合させ修正 ・用語追加による変更 ・総合計画と整合させ新規事業を追加 ・総合計画、整・開・保の方針と整合させ、事業を追加修正	みどりと水のまちづくり課 都市計画課 農政課 みどりと水のまちづくり課
修正	修正	追加	追加	追加	・用語追加による変更 ・総合計画と整合させ、事業を追加修正 ・時点修正	都市計画課 清掃計画課 清掃計画課	

修正：赤
追加：青
削除：緑

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁			
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	41			
	3-4 環境にやさしいまちづくり ～環境共生型まちづくりの方針～	3-4 環境にやさしいまちづくり ～環境共生型まちづくりの方針～				
内容	<p>(3) 次世代に引き継ぐ良好な環境の保全と創出</p> <p>① 水資源・エネルギーの有効利用 省資源・省エネルギーに関する知識の普及を図り、これらが有効利用されるよう、雨水地下浸透の推進、省エネルギーの推進及び省資源・省エネルギーに関する意識の啓発などに取り組みます。</p> <p>② 水質環境の保全 豊かな水辺環境の水質を保全するための都市施設として、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道区域以外については、<u>合併処理浄化槽（*33）の設置を促進し、また使用されている合併処理浄化槽について、保守点検と清掃など適切な管理に努めるよう啓発を推進します。</u></p> <p>(4) 市民参加の取組</p> <p>① 環境学習の推進 野田市スポーツ公園内の三ツ堀里山自然園の活用や、座生川の水辺空間整備計画（*34）を推進し、環境学習の機会の提供や場の整備及び環境学習の機会や環境の現状についての情報の提供などに取り組みます。</p> <p>② 自主的な環境保全行動の促進 地域の環境保全活動の促進（地域の環境美化運動など）、環境保全活動団体などへの支援、環境に配慮した生活様式への誘導及び環境に配慮した事業活動への誘導などに取り組みます。 <u>さらに、環境教育への協力等企業のCSR活動（*35）を促進します。</u></p>	<p>(3) 次世代に引き継ぐ良好な環境の保全と創出</p> <p>① 水資源・エネルギーの有効利用 省資源・省エネルギーに関する知識の普及を図り、これらが有効利用されるよう、雨水地下浸透の推進、省エネルギーの推進及び省資源・省エネルギーに関する意識の啓発などに取り組みます。</p> <p>② 水質環境の保全 豊かな水辺環境の水質を保全するための都市施設として、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道区域以外については、<u>合併処理浄化槽（*31）の設置を促進します。</u></p> <p>(4) 市民参加の取組</p> <p>① 環境学習の推進 野田市スポーツ公園内の三ツ堀里山自然園の活用や、座生川の水辺空間整備計画（*32）を推進し、環境学習の機会の提供や場の整備及び環境学習の機会や環境の現状についての情報の提供などに取り組みます。</p> <p>② 自主的な環境保全行動の促進 地域の環境保全活動の促進（地域の環境美化運動など）、環境保全活動団体などへの支援、環境に配慮した生活様式への誘導及び環境に配慮した事業活動への誘導などに取り組みます。</p>	修正追加	<ul style="list-style-type: none"> 用語追加による変更 水質環境を保全するには、浄化槽の維持管理の重要性についても啓発していくことが必要なため 	都市計画課 下水道課	
				修正追加	<ul style="list-style-type: none"> 用語追加による変更 生物多様性の戦略と整合させ、事業を追加修正 	都市計画課 みどりと水のまちづくり課

表題	見直し案	現行		分類	変更及び追加理由	担当課	
	野田市都市計画マスタープラン素案	野田市都市計画マスタープラン	旧頁				
	第3章 部門別方針	第3章 部門別方針	42				
	3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり ～住宅・住環境整備の方針～	3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり ～住宅・住環境整備の方針～					
内容	<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 良質な住宅の供給 様々な世代構成、収入階層が安心してゆとりある生活ができるよう、持家や借家及び公的住宅、民間住宅などの多様な住宅の供給を図ります。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者及び働く女性が住みやすい住環境の創出 ノーマライゼーション社会の構築に向け、高齢者や障がい者などの居住環境に対しても幅広く考えるとともに、働く女性の居住に対する支援を推進します。</p> <p>(3) 定住意識に対応したみどり豊かな住環境の整備 土地区画整理事業などにおける住環境整備の方針と連動した住宅施策を考えることで、強い定住意識に対応した住環境の整備を推進します。</p> <p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保</p> <p>① 公的住宅供給の促進 <u>既存の市営住宅の長期的、計画的な維持管理により長寿命化を図る</u>とともに、県及び公社などとの公的住宅確保に向けた連携・協力を努めるとともに、入居希望の多い所得層や世代の居住条件を整備し、生活支援や生活環境の整備とあわせた良質な住宅供給を図ります。</p> <p>② 民間住宅の供給支援 良質な民間賃貸住宅建設への支援や、老朽住宅の建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。</p>	<p>1) 基本方針</p> <p>(1) 良質な住宅の供給 様々な世代構成、収入階層が安心してゆとりある生活ができるよう、持家や借家及び公的住宅、民間住宅などの多様な住宅の供給を図ります。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者及び働く女性が住みやすい住環境の創出 ノーマライゼーション社会の構築に向け、高齢者や障がい者などの居住環境に対しても幅広く考えるとともに、働く女性の居住に対する支援を推進します。</p> <p>(3) 定住意識に対応したみどり豊かな住環境の整備 土地区画整理事業などにおける住環境整備の方針と連動した住宅施策を考えることで、強い定住意識に対応した住環境の整備を推進します。</p> <p>2) 具体的な方針</p> <p>(1) 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保</p> <p>① 公的住宅供給の促進 <u>市営住宅の建て替えや適正な管理</u>とともに、県及び公社などとの公的住宅確保に向けた連携・協力を努めるとともに、入居希望の多い所得層や世代の居住条件を整備し、生活支援や生活環境の整備とあわせた良質な住宅供給を図ります。</p> <p>② 民間住宅の供給支援 良質な民間賃貸住宅建設への支援や、老朽住宅の建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。</p>			修正	・総合計画と整合させ、事業を追加修正	営繕課

修正：赤
追加：青
削除：緑